

## 東京家政大学共同研究講座及び共同研究部門規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、東京家政大学（以下「本学」という。）が、本学内に共同研究講座又は共同研究部門（以下「共同研究講座等」という。）を設置し、もって民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との長期的な共同研究拠点を構築することにより、本学の教育研究の進展及び充実を図るために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究講座 民間機関等からの受入経費を活用して、学部その他の教育組織において行われる研究に相当するものを本学と民間機関等が共同で実施するものをいう。
- (2) 共同研究部門 民間機関等からの受入経費を活用して、前号に規定する教育組織以外の組織において行われる研究に相当するものを本学と民間機関等が共同で実施するものをいう。

### (名称)

第3条 共同研究講座等には、当該講座等における研究の内容を示す名称を付すものとし、民間機関等から申出があったときは、民間機関等の名称が明らかになるような字句を付することができる。

### (設置の手続き)

第4条 ヒューマンライフ支援機構産学連携推進グループ長は、民間機関等から共同研究講座等の設置に係る申込みがあったときには、産学官連携推進会議の議を経て、機構長の承認のもと、次に掲げる書類を添えて、学長に設置を申請するものとする。

- (1) 共同研究講座等申込書（様式1）
- (2) 共同研究講座等の概要（様式2）
- (3) 担当教員予定者の履歴書及び就任承諾書（様式3）

### (設置の決定等)

第5条 前条の申請があったときは、全学運営会議の議を経て学長が理事会に提案し、理事会において当該共同研究講座等の設置を決定するものとする。

- 2 理事長は、共同研究講座等の設置を決定したときは、当該民間機関等に共同研究講座等受入通知書（様式4）により通知するとともに、別に定める契約書のひな型により民間機関等を相手方とする共同研究講座等の設置に係る契約を締結するものとする。

(存続期間等)

第6条 共同研究講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 前項の存続期間は更新することができる。更新の手続きは設置の例による。

(構成)

第7条 共同研究講座等を担当する教員（以下「共同研究講座等教員」という。）については、原則として教授、准教授に相当する者1人を単位として構成する。

2 共同研究講座等教員は、本学の教員の兼任のほか、特命教員をもってあてるものとする。

3 特命教員の採用等については、別に定める特命教員に関する規程に拠る。

(民間等共同研究員)

第8条 共同研究講座等における研究遂行のため必要と認められる場合は、民間機関等において現に研究者又は技術者としての職務に従事している者を民間等共同研究員として受け入れることができる。

(経理等)

第9条 共同研究講座等の設置及び研究の実施に必要な経費については、当初に一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実な場合には、年度毎に必要な額を受け入れることができる。

(経費の一部負担)

第10条 学長及び理事長が必要と認めるときは、予算の範囲内において、共同研究講座等に係る経費の一部を負担することができる。

(知的財産権の取扱い)

第11条 共同研究講座等において、共同研究の結果として発明等の知的財産の創作を行ったときは、原則として第5条第2項の契約に従い、当該知的財産権を取り扱うものとする。

(事務)

第12条 共同研究講座等に関する事務は、ヒューマンライフ支援機構産学連携推進グループの支援を受けて、設置部署が行う。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、産学官連携推進会議及び全学運営会議の議を経て、学長が決定する。

(補足)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、共同研究講座等における共同研究の取扱いについては、東京家政大学共同研究及び受託研究取扱規程を準用する。

2 この規程に定めるもののほか、共同研究講座等に関し、その他必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この改正された規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。